

令和 2 年 12 月 28 日

クレジットカード情報保護対策に関する「クレジットカード・セキュリティガイドライン」の改定への取組み ～カード情報保護対策の対象事業者の拡充について～

クレジット取引セキュリティ対策協議会（以下「協議会」という）では、「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」という）」において、割賦販売法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の主体であるクレジットカード番号等取扱業者が講ずべき「必要かつ適切な措置」の実務上の指針となるセキュリティ対策を策定しております。

今般、令和 2 年第 201 回通常国会で「割賦販売法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 64 号）」が成立し、クレジットカード番号等取扱業者の拡充が行われました。

この法改正を受け協議会の新型決済対応ワーキングにおいて、拡充されたクレジットカード番号等取扱業者が講ずべきセキュリティ対策について、対象事業者の業務実態等についての調査を行い、当該事業者を定義するとともに、講ずべきセキュリティ対策を下記の通りとりまとめたのでお知らせいたします。

同改正法が令和 3 年 4 月 1 日より施行となることから、対象事業者の方々におかれましては、速やかにセキュリティ対策の対応に着手いただき、法律の施行までに対策を講じていただきますようお願ひいたします。

なお、「ガイドライン」は、令和 3 年 3 月に改定する予定にしております。

記

1. 新たに追加される事業者

（1）決済代行業者等（法 35 条の 16 第 1 項第 4 号又は第 7 号該当事業者）

以下のいずれかの業務を行う決済代行業者（PSP 含む）※1、EC モール、EC システム提供会社※2 等の事業者の総称。

- ① 特定のアクワイアラーのために加盟店に立替払いをする業務。
- ② 加盟店のためにクレジットカード情報（以下「カード情報」という。）をアクワイアラーに提供（当該アクワイアラー以外の者を通じた提供を含む。）する業務。

※1 ここでいう決済代行業者は、インターネット上の取引において EC 加盟店にクレジットカードスキームを提供し、カード情報を処理する事業者である PSP と、インターネット以外の取引において加盟店にクレジットカードスキームを提供し、カード情報を処理する事業者をいう。

※2 ここでいう EC システム提供会社は、アクワイアラーとの契約有無にかかわらず、決済システムを運営し EC 加盟店にサービスとして提供する事業者をいう。ASP/SaaS として EC 加盟店にサービス提供する形式や、EC 加盟店に購入プラットフォームを提供する形式等がある。

(2) コード決済事業者等(法 35 条の 16 第 1 項第 5 号又は第 6 号該当事業者)

以下のいずれかの業務を行う事業者。

- ① カード会員からカード情報の提供を受けて QR コードや決済用の ID^{※3}など対面取引・非対面取引の決済に用いることができる情報と結び付け、カード会員に当該情報を提供する業務。
- ② 上記①の事業者から委託を受けてカード情報を他の決済情報により特定できる状態で管理する業務。

※3 カード会員データ(クレジットカード番号、クレジットカード会員名、サービスコード、有効期限)が事前に登録された際に、カード会員データの代わりにクレジットカード決済が可能となる ID または番号を指す。

«適用条文と対象事業者(例示)»

法 35 条の 16 第 1 項	条 文	対象事業者(例示) 詳細は各定義を参照
第 4 号	特定の立替払取次業者のために、自己の名をもつて特定のクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者にクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付をすることを業とする者	【決済代行業者等】 ○決済代行業者 (ネット取引、リアル取引双方) ○EC モール事業者
第 5 号	利用者からクレジットカード番号等の提供を受けて、当該クレジットカード番号等を決済用情報(当該クレジットカード番号等以外の番号、記号その他の情報であって、当該利用者がそれを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることができるものをいう。以下この項において同じ。)と結び付け、当該決済用情報を当該利用者に提供することを業とする者	【コード決済事業者等】 ○QR コード決済事業者 ○スマートフォン決済事業者 ○ID 決済事業者等 その他名称の如何にかかわらず、カード情報と紐づけた他の決済用番号で決済を行う事業者
第 6 号	前号に掲げる者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け、クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理することを業とする者	【コード決済事業者等】 ○第 5 号事業者からカード情報の管理を受託している事業者
第 7 号	第三号から前号までに掲げる者のほか、大量のクレジットカード番号等を取り扱う者として経済産業省令で定める者 省令 132 条の 2 経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供(当該立替払取次業者以外の者を通じた当該立替払取次業者への提供を含む。)することを業とする者とする。	【決済代行業者等】 ○決済代行業者 (ネット取引、リアル取引双方) ○EC システム提供会社 (ASP/SaaS として EC 事業者にサービス提供する事業者、EC 事業者に購入プラットフォームを提供する事業者)

2. 講すべきセキュリティ対策(必要かつ適切な措置)

「決済代行業者等(4号、7号)」及び「コード決済事業者等(5号、6号)」に求められる必要かつ適切な措置は、PCI DSS の準拠となる。

«対象事業者と講すべきセキュリティ対策»

対象事業者	法35条の16第1項	セキュリティ対策
決済代行業者等	4号	PCI DSS 準拠
	7号	
コード決済事業者等	5号	PCI DSS 準拠
	6号	

3. カード情報を外部委託する場合の委託先の対策

「決済代行業者等(4号、7号)」及び「コード決済事業者等(5号、6号)」が、カード情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、委託者自身が委託先のセキュリティ状況を確認し、責任を持って PCI DSS 準拠等の必要な対策を求める。

【留意点】

ガイドラインの基本的な考え方や用語等については日本クレジット協会のホームページに掲載されている
「クレジットカード・セキュリティガイドライン【1.0版】」を参照してください。

https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2020.pdf

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

TEL:03-5643-0011 e-mail : gykikaku2@jcredit.jp

以上